

地質調査委託料積算要領

大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室

1. 総則

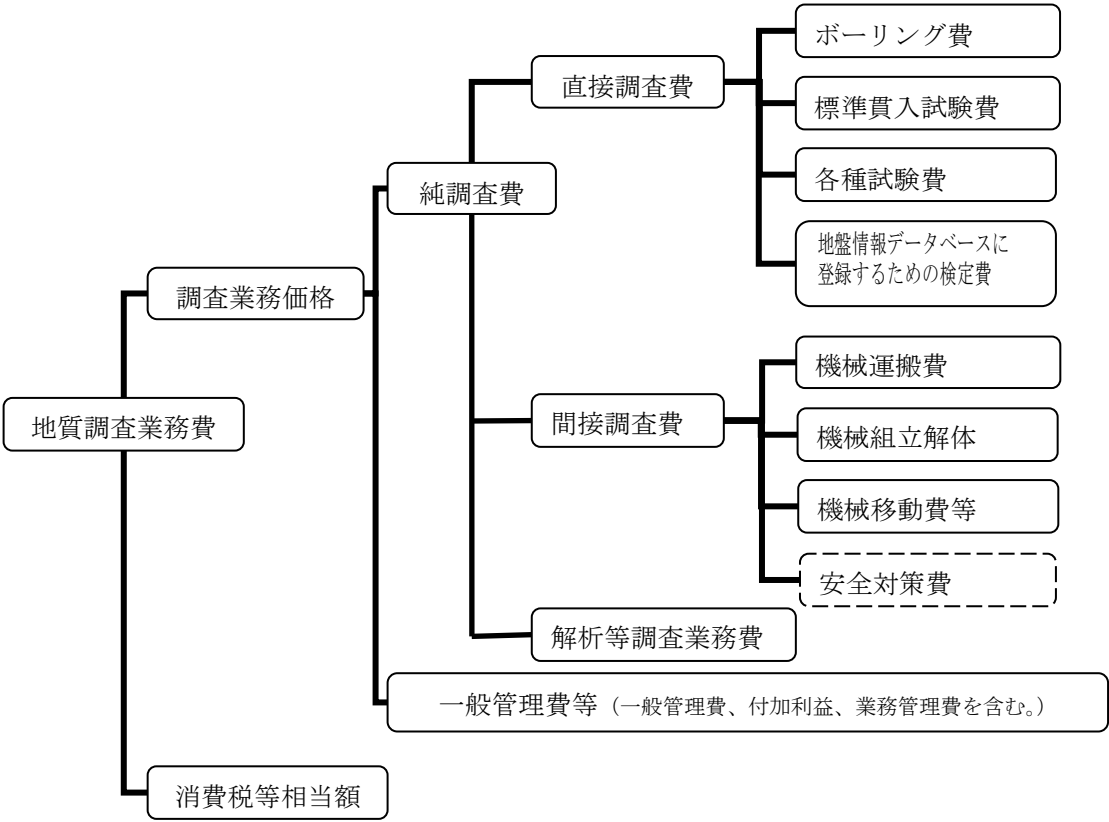
(1) 適用

本要領は、公共建築室が発注する営繕工事の地質調査委託業務積算に適用する。

(2) 根拠資料等

地質調査業務の委託仕様書（公共建築室）、図面、補足説明書等の設計図書及び本積算要領に基づいて算定する。

2. 地質調査業務費の構成



3. 各費目の算定

(1) 直接調査費

ボーリング費

- ・単価は市場単価（土木コスト情報等）とする。

標準貫入試験費

- ・単価は市場単価（土木コスト情報等）とする。

各種試験費

- ・刊行物単価（建設物価等）を参考にする。

地盤情報データベースに登録するための検定費

- ・地盤情報データベース登録のための、地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお、直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。

ボーリング 1 本当たりの検定費用 × ボーリング本数

- (注) 検定を受ける調査者等の資格に応じて検定費用が設定されている場合は、調査者等は資格を有する者とする。

(2) 間接調査費

機械運搬費

- ・台数は補足説明書による。

機械組立解体費

- ・単価は市場単価（土木コスト情報等）とする。

機械移動費

- ・単価は市場単価（土木コスト情報等）とする。
- ・現場内小運搬は人肩運搬による。

ボーリング本数 － 機械台数

安全対策費等

- ・必要に応じ、別途計上する。

(3) 解析等調査業務費（解析・報告書作成・電子媒体を含む）

解析等調査業務費＝直接調査費×Y

$$Y = -3.5 \log X + 17.45$$

Y：報告書作成費率（単位：％）

X：直接調査費(仮設費を除く)（単位：万円）

（注）報告書作成費率の値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して、小数点以下第 1 位止めとする。

(4) 一般管理費等

対象額	100 万円以下	100 万円を超え 3000 万円以下		3000 万円超
率又は 変数値	82.5%	A	b	60.6%
		290.2	-0.091	

一般管理費等＝純調査費×Z

$$Z = A \times Y^b$$

Z：諸経費率（単位：％）

Y：対象額（直接調査費＋間接調査費＋解析等調査業務費）（単位：円）

A, b：変数値

（注）諸経費率の値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して、小数点以下第 1 位止めとする。

4. その他

本要領は、平成 30 年 9 月 10 日から適用する。

本要領は、令和 2 年 5 月 26 日から適用する。

本要領は、令和 3 年 11 月 1 日から適用する。

本要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は、令和 7 年 5 月 22 日から適用する。